

旧粕川保健センター跡地活用事業者公募要項等に関する質問及び回答

番号	質問日	質問内容	回答
1	6月7日	地域一体型（隣接する福祉センター等を含む）の店舗を計画しております。 店舗や看板標識に前橋市様のマークを掲載させていただくことは可能でしょうか。	市の名称及び紋章の使用については、その使用に関し、覚書等を締結し、条件付き（使用期間、使用範囲、目的、許可取消しとなる条件等を想定しますが、別途協議が必要と考えます。）で掲載していただくことは、可能と考えております。 ただし、市の名称及び紋章の掲出は、前橋市屋外広告物条例の規制の対象となるおそれがありますので、関係部署との調整協議及び必要な手続きを提案者様に行っていただく必要があります。 なお、関係部署の窓口を紹介することは可能です。
2	6月7日	店舗と一体的に、情報発信の機器を設置することに、ご協力いただけないでしょうか。（デジタルサイネージ等を活用し、地域や市政・観光物産などの情報発信）	事業者公募の公平性の観点から、個別提案に係る本市の関係部署や関係団体との調整協議は、提案者様に行っていただくこととなります。 なお、関係部署の窓口を紹介することは可能です。
3	6月7日	本店舗独自（公有地活用・地域一体型）の販売品目を検討しております。近隣の特産物や前橋市が売り出したい物産を店頭にて販売するため、各種団体等へのご紹介等のご協力をいただけないでしょうか。	事業者公募の公平性の観点から、個別提案に係る本市の関係部署や関係団体との調整協議は、提案者様に行っていただくこととなります。 なお、関係部署の窓口を紹介することは可能です。
4	6月7日	雨水処理について、雨水貯留層を取りやめし、直接市道側の側溝へ放流することは可能でしょうか。	市道側溝への放流を検討される場合には、提案内容に伴う雨水流量計算を行っていただき、所管部署（市東部建設事務所）に協議してください。
5	6月7日	公正証書の締結時期について、公募要項では平成29年11月下旬になっているが、締結時期の調整は可能でしょうか。また、賃料発生日について、工事工程やオープン工程に合わせていただくことは可能でしょうか。	優先交渉権者と締結する基本協定書に基づき、必要な協議が整い次第締結しますが、平成29年11月下旬は想定スケジュールですので、協議期間に応じて公正証書による契約締結時期は前後します。 賃貸借料は、事業者公募の公平性の観点からも、公募要項に記載のとおり、契約締結（定期借地期間開始時）から発生しますのでご注意ください。 なお、事業に向けて必要となる施設整備は契約締結前には行えません。

旧粕川保健センター跡地活用事業者公募要項等に関する質問及び回答

番号	質問日	質問内容	回答
6	6月7日	当初計画したオープン日から遅れる場合は問題ないでしょうか。	何らかの事情で提案内容よりも事業開始が遅れてしまう場合には、市に対して「遅滞する理由」を説明いただき、取扱いは協議により決定します。 なお、遅滞を認める場合であっても、賃貸借料は、事業者公募の公平性の観点からも、公募要項に記載のとおり、契約締結（定期借地期間開始時）から発生しますのでご注意ください。
7	6月7日	解体工事を全て一式でなく、利用者との協議で分割できないでしょうか。 例 水道・下水道の利用者インフラと直結する範囲 例 利用者の使用方法で変更のありえる、切り下げ等 (メリット 満了後の更地返還の原状回復が分かりやすい)	既存建物の解体については、本事業者公募による貸付対象地を確保するために市が実施するものですが、優先交渉権者の決定前に工事着手をするために原則として優先交渉権者との協議による内容変更は想定しておりません。 なお、定期借地期間満了時の市への更地返還に係る詳細については、選考された事業者の提案内容に基づき、基本協定書や契約書への記載協議は可能です。
8	6月7日	県道沿いの段差部の擁壁について、擁壁の所有者が県となっておりますが、県道内の擁壁撤去の協議は前橋市様からお願いいただくことは可能でしょうか。	県道沿いの段差部の擁壁（貸付対象地の北側）の所有者は本市です。 したがって、事業に必要な擁壁撤去そのものに関しての県への協議は不要であり、契約締結後に契約書に添付する事業計画に基づき実施していただくこととなります。